

○ 経済産業省
国土交通省告示第九十八号
環境省

○国土交通省告示第百七十二号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十月二十九日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。